

倉敷市議会 B C P

(業務継続計画)

令和2年4月
(第1版)

目次

1	必要性及び目的	1
2	本BCPが対象とする災害	2
3	議会の基本的役割	3
4	議長の基本的役割	4
5	議員の基本的役割	5
6	議会と市の関係	6
7	市議会災害対策会議の所掌事務・組織	7
8	災害発生時の行動俯瞰図	10
9	災害発生時・災害対応の具体的行動	11
10	災害発生後・災害対応の具体的行動	14
11	災害時の連絡	16
12	災害時の議案審議継続に向けた行動	17
13	その他	19
	(1) 審議を継続するための環境整備	
	ア 議場等の代替施設	
	イ 通信環境	
	ウ 備品	
	(2) 災害対策基本条例との関係	
	(3) 防災訓練	
	(4) 議会BCPの見直し	
	ア 議会BCPの見直しの必要性	
	イ 議会BCPの見直し体制	

1 必要性及び目的

平成30年7月豪雨災害が発生し、本市始まって以来の未曾有の災害となった。災害発生以降、「どのように行動すべきか」の指針がない中で、試行錯誤しながら対応したところであるが、議会として、議員としての災害時の行動指針の必要性が強く感じられたところである。

議会は、議事機関として予算、条例など市の団体意思を決定することや、執行機関の行政執行を監視するとともに、市民ニーズを踏まえ積極的、能動的に政策を立案し、執行機関に実行を求めるという重要な役割を担っており、非常時においても、この機能を維持しなければならない。

また議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことを基本としつつ、地域において防災組織が行う活動に協力・支援する役割を担うものである。

こうした基本的な機能・役割を維持し、もって市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動が行えるよう、倉敷市議会BCP(業務継続計画)を策定する。

2 本 B C P が対象とする災害

災害時において、議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関係性があることから、市において地域防災計画に基づく倉敷市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）、国民保護計画に基づく倉敷市国民保護対策本部が設置される災害基準等を概ね準用することとし、本 B C P の対象とする災害は、次のとおりとする。

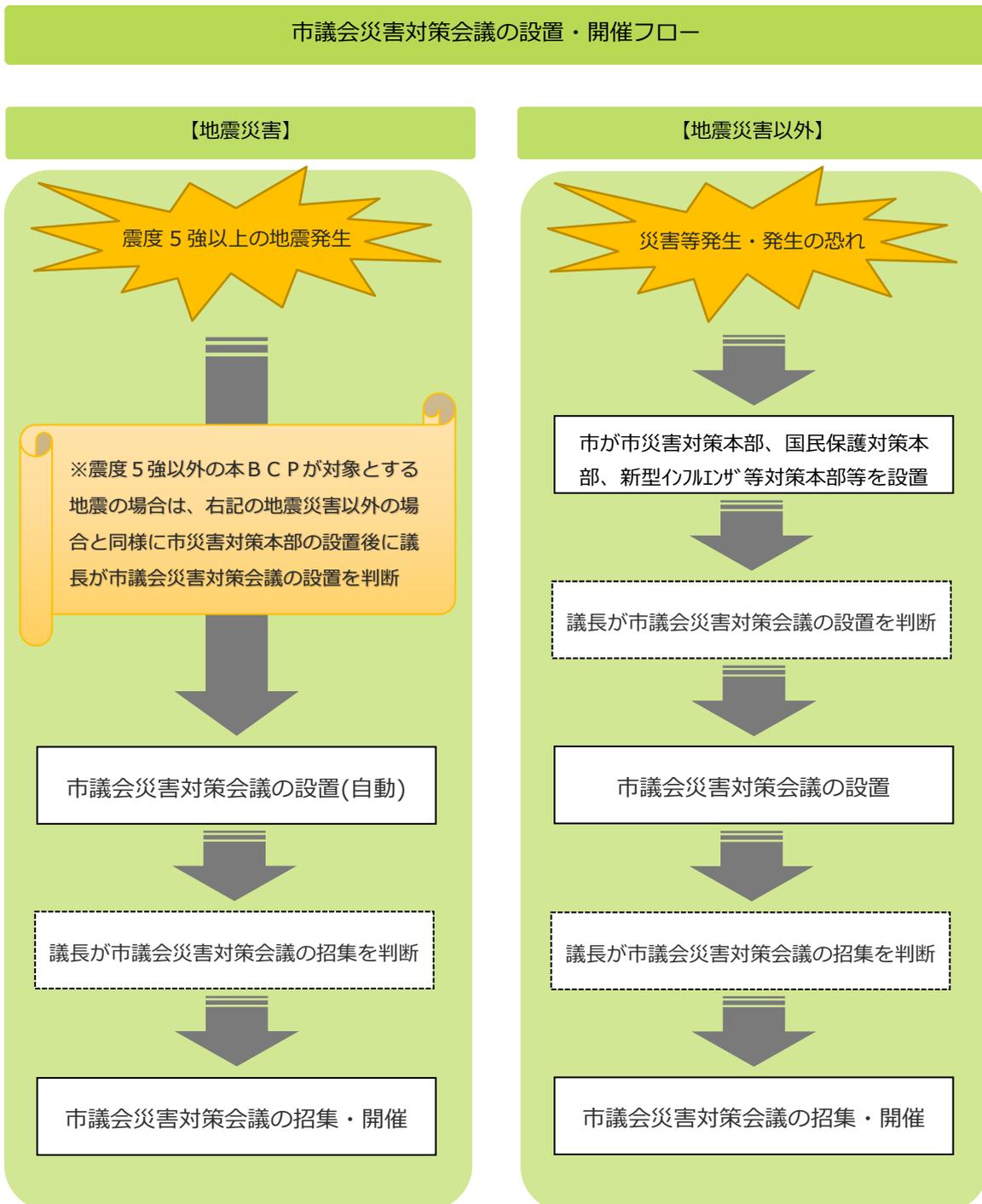
災害種別	災害内容
地震	<ol style="list-style-type: none"> 1 震度 5 強以上の地震が発生したとき 2 南海トラフ巨大地震または当該地震と判断されうる規模の地震が発生したとき 3 大津波警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき
風水害	<ol style="list-style-type: none"> 1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪の警報または特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき 2 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、または発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
その他	大規模な火災・爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合又はその恐れのあるとき

3 議会の基本的役割

- (1) 本BCPが対象とする災害が発生、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され、議長が必要と認めるとき、倉敷市議会災害対策会議（以下「市議会災害対策会議」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向けた体制を整える。また、市が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 市の応急活動等が迅速に実施されるよう、市議会災害対策会議は、議員から提供された被災状況や市民の要望を整理し、市災害対策本部に情報提供する。また、市災害対策本部の災害情報や災害対応状況等の情報を収集し、議員に提供する。
- (3) 災害対応状況や市民の要望を踏まえ、市議会災害対策会議で調整の上、市災害対策本部に対して提言、要望等を行う。また、市災害対策本部と連携・協力し、国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。

4 議長の基本的役割

- (1) 議長は、本BCPが対象とする災害が発生、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され、必要と認めるとき、市議会災害対策会議を設置し、災害対応に係る業務を統括する。
- (2) 市議会災害対策会議において、議長に事故あるときは、副議長が、副議長にも事故あるときは、議長が別に定めるものがその職務を代理する。



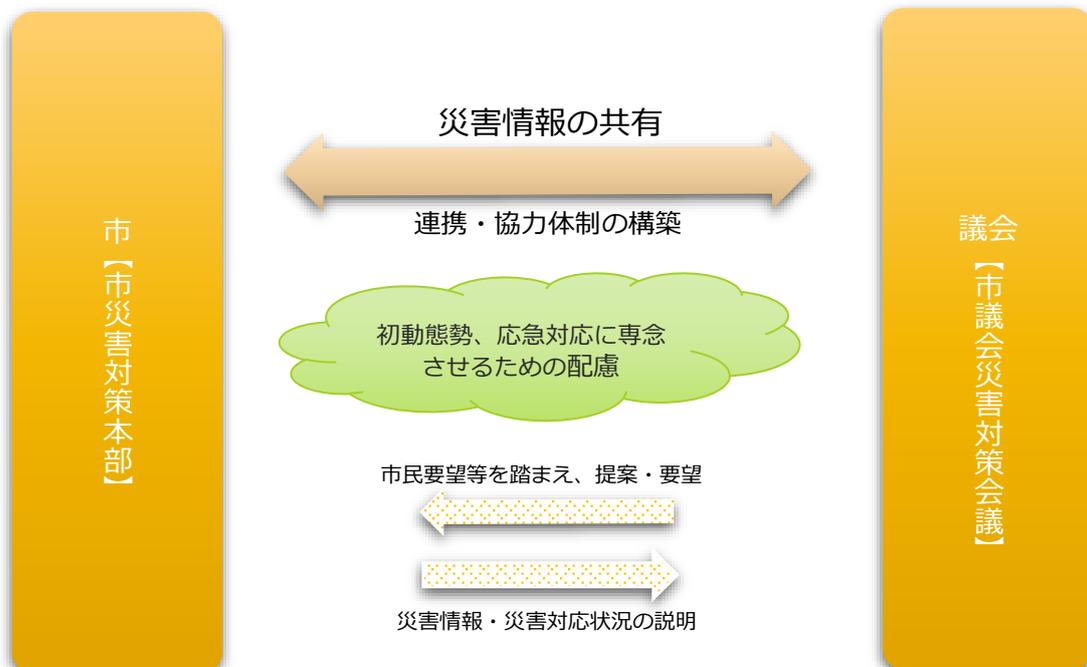
5 議員の基本的役割

- (1) 被災地の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- (2) 市災害対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、被災状況や市民の要望等の情報を市議会災害対策会議に提供する。
- (3) 市議会災害対策会議を通じ把握した災害情報や災害対応状況等を市民に提供する。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算等を調査・研究するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興がより迅速に進むよう情報収集と政策提案に向けた検討を進める。
- (5) 議員の消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動と競合することが想定されるところであるが、本BCPの定める議員の役割や活動を優先するものとする。

6 議会と市の関係

災害初期においては、市は被災情報の収集や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市が初動態勢や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方、災害時において議会は、議事機関としての役割を果たすため、正確な情報を迅速に収集し、内容を精査、分析・評価することが必要不可欠である。

よって、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、災害対応にあたる必要がある。



※市との連携・協力体制を補完するため、市災害対策本部の会議に議会事務局長が出席する。

7 市議会災害対策会議の所掌事務・組織

市議会災害対策会議の所掌事務及び組織は以下のとおりとする。

所掌事務

- 1 議員の安否、居所等の確認に関する事
- 2 議員から提供された被災状況や市民要望等の情報整理及び市災害対策本部への情報提供に関する事
- 3 市災害対策本部から入手した災害情報や災害対応状況等の議員への情報提供に関する事
- 4 市災害対策本部への提言、要望等の調整に関する事
- 5 国、県その他の関係機関への要望等の調整に関する事
- 6 本会議、委員会の開催準備等、議会の機能回復に向けた調整に関する事
- 7 倉敷市議会BCPの見直しに関する事
- 8 その他議長が必要と認める事項

組 織



※「市議会災害対策会議」は、上記を基本としながら議長が要綱により別途定める。

○倉敷市議会災害対策会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、倉敷市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）と連携し、議会が一体となって市民の安全の確保と災害復旧を図るため、倉敷市議会議長が必要であると認めるときは、倉敷市議会災害対策会議（以下「市議会災害対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否、居所等の確認に関すること。
- (2) 議員から提供された被災状況や市民要望等の情報整理及び市災害対策本部への情報提供に関すること。
- (3) 市災害対策本部から入手した災害情報や災害対応状況等の議員への情報提供に関すること。
- (4) 市災害対策本部への提言、要望等の調整に関すること。
- (5) 国、県その他の関係機関への要望等の調整に関すること。
- (6) 本会議、委員会の開催準備等、議会の機能回復に向けた調整に関すること。
- (7) 倉敷市議会BCPの見直しに関すること。
- (8) その他議長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 市議会災害対策会議は、議長、副議長、各会派の代表者で構成する。

- 2 議長は、市議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 議長及び副議長にともに事故があるとき、又は欠けたときは、会議に出席した代表者のうち、大会派（当該会派が複数ある場合においては、議員出退表示上、上位に掲示している会派）の代表者がその職務を行う。
- 5 代表者に事故あるとき、又は欠けたときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

(会議)

第4条 市議会災害対策会議は、議長が招集する。

(市災害対策本部との連携)

第5条 市議会災害対策会議は、市災害対策本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて市災害対策本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設けることができる。

(事務局)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、市議会災害対策会議の事務を補佐する。

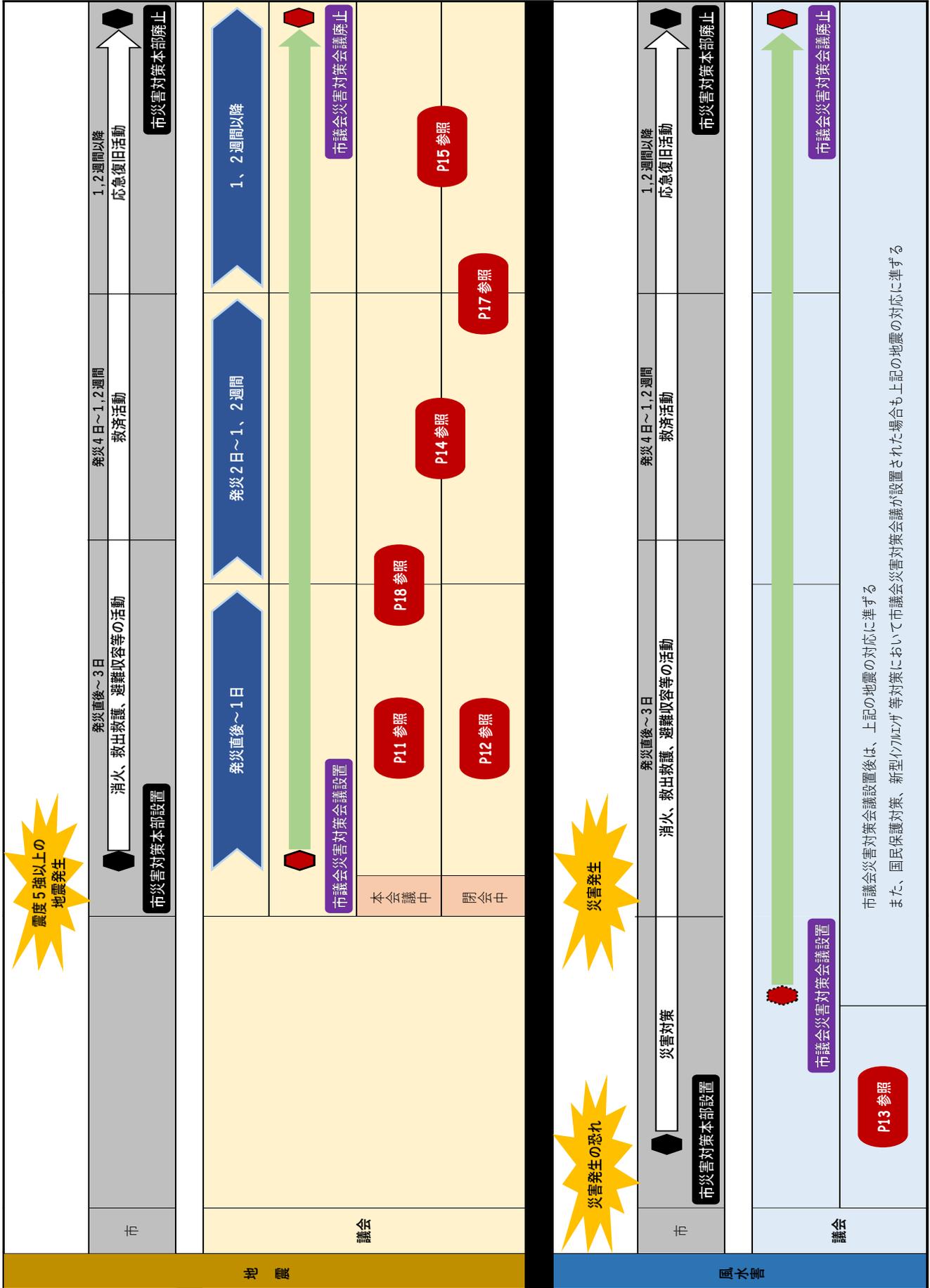
(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、市議会災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

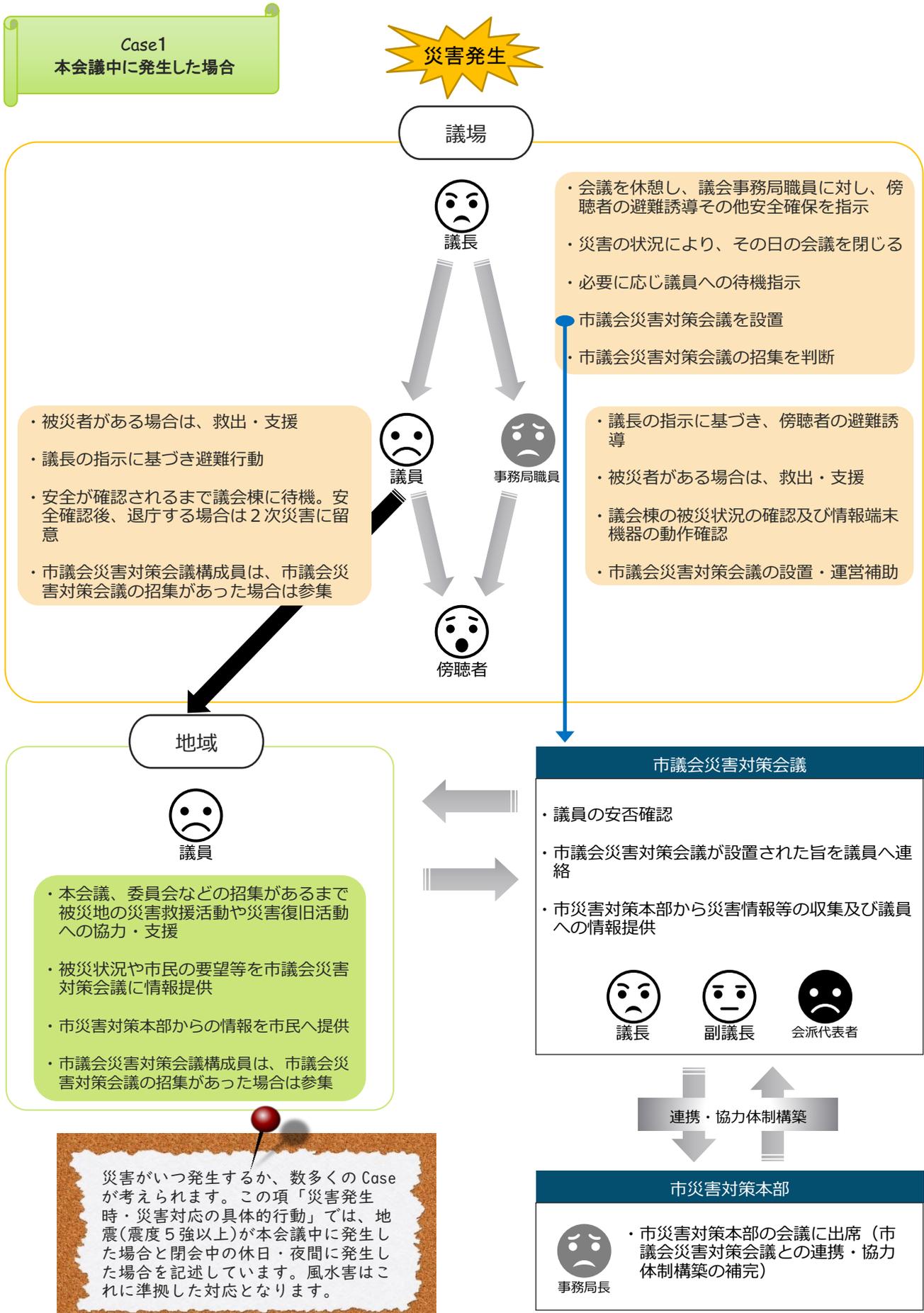
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

8 災害発生時の行動俯瞰図



9 災害発生時・災害対応の具体的行動 (発災直後～1日後)



災害がいつ発生するか、数多くの Case が考えられます。この項「災害発生時・災害対応の具体的行動」では、地震(震度5強以上)が本会議中に発生した場合と閉会中の休日・夜間に発生した場合を記述しています。風水害はこれに準拠した対応となります。

Case2
本会議閉会中に発生した場合
(休日、夜間)



地域



- ・議会事務局に参集
- ・正副議長への安否確認及び議会事務局への参集連絡



- ・安否確認メールへの返信
- ・本会議、委員会などの招集があるまで被災地の災害救援活動や災害復旧活動への協力・支援
- ・被災状況や市民の要望等を市議会災害対策会議に情報提供
- ・市災害対策本部からの情報を市民へ提供
- ・市議会災害対策会議構成員は、市議会災害対策会議の招集があった場合は参集

議会事務局



- ・市議会災害対策会議を設置
- ・市議会災害対策会議の招集を判断



- ・議会棟の被災状況の確認及び情報端末機器の動作確認
- ・市議会災害対策会議の設置・運営補助



市議会災害対策会議

- ・議員へ安否確認メールを送信
- ・市議会災害対策会議が設置された旨を議員へ連絡
- ・安否確認情報の整理
- ・市災害対策本部から災害情報等の収集及び議員への情報提供



市災害対策本部

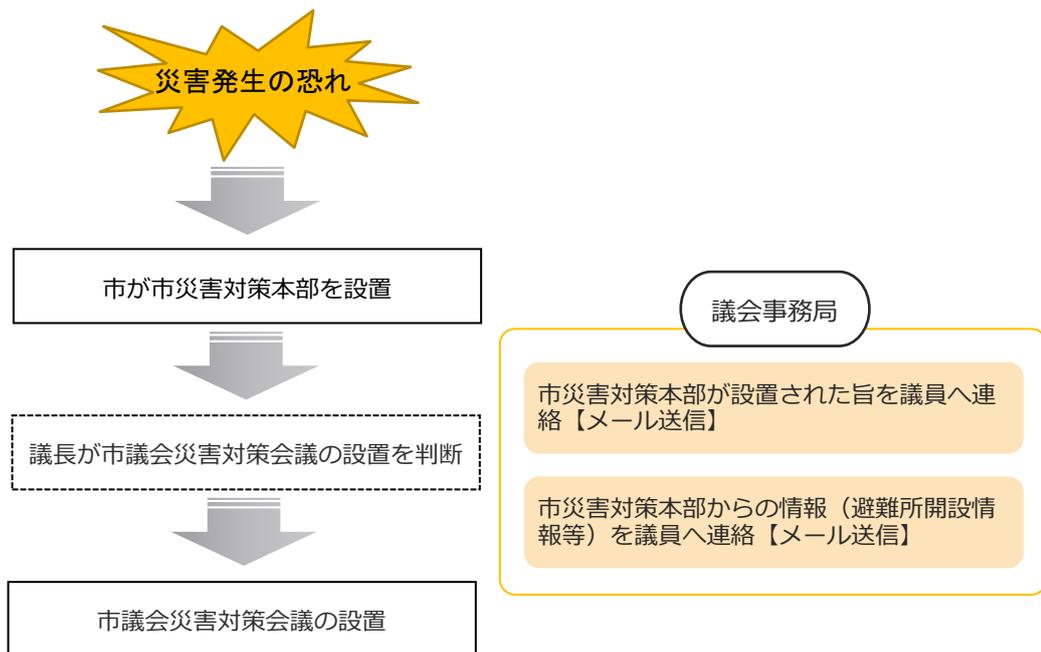
- ・市災害対策本部の会議に出席（市議会災害対策会議との連携・協力体制構築の補完）



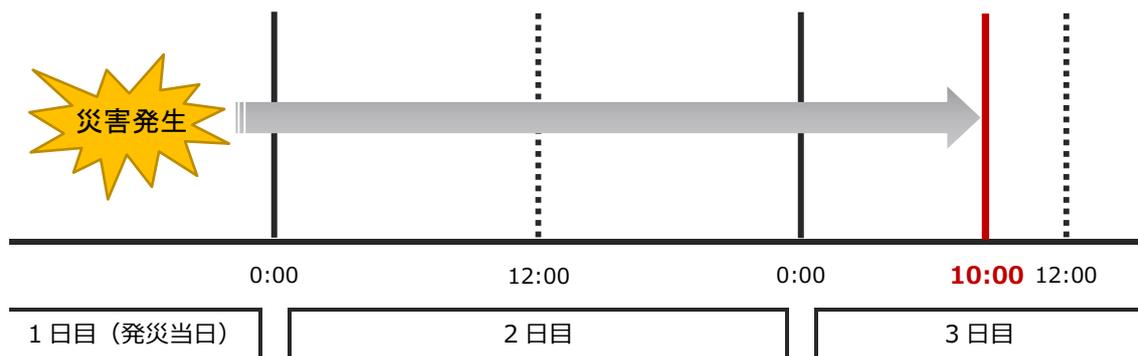
市議会災害対策会議の設置＝招集（会議開催）ではない。設置後、会議開催する時は、招集連絡を行う。

風水害の場合、市災害対策本部の設置＝市議会災害対策会議の設置ではない。市災害対策本部が設置されてから市議会災害対策会議が設置されるまでの間の行動については、下記のとおりとする。

風水害で災害の恐れがある場合（市議会災害対策会議設置前）

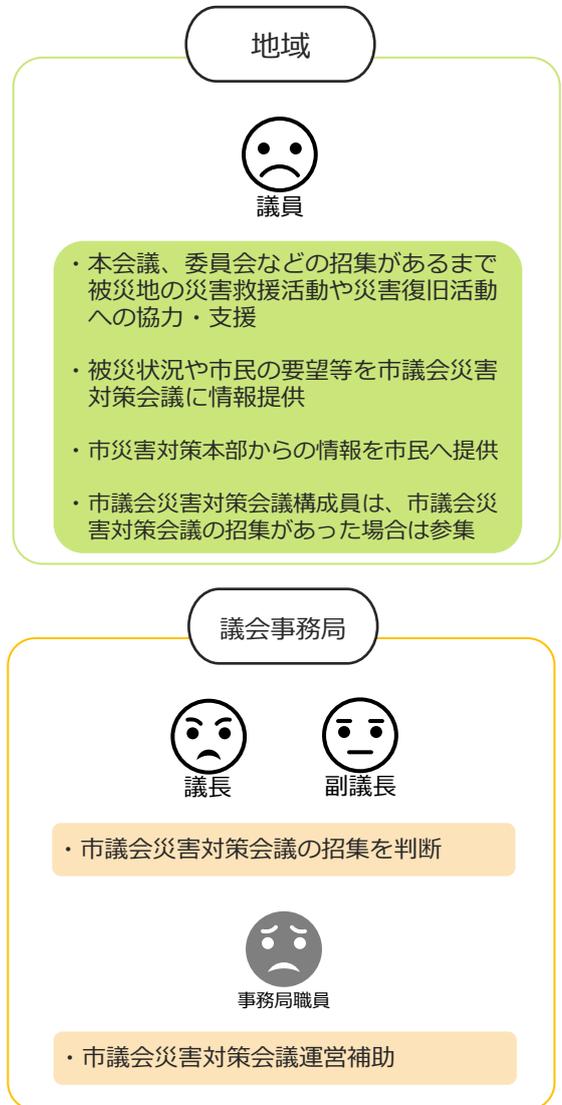
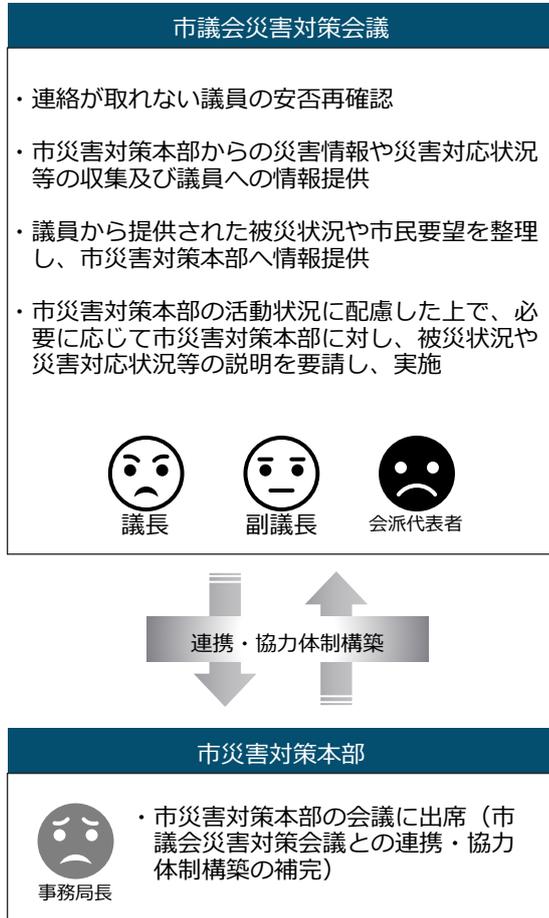


震度5強以上の地震が発生した場合は、市議会災害対策会議は自動設置となり、同会議から設置連絡や安否確認メール等の連絡をすることとなるが、事務局から連絡がない場合は、発生当日から起算して3日目の午前10時に本庁に参集することを原則とする。



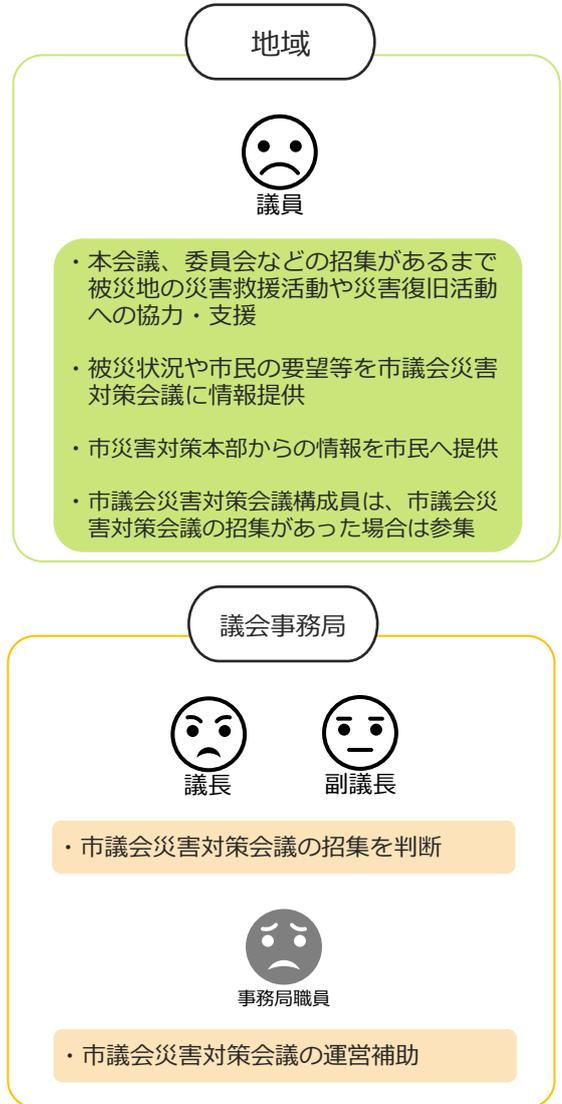
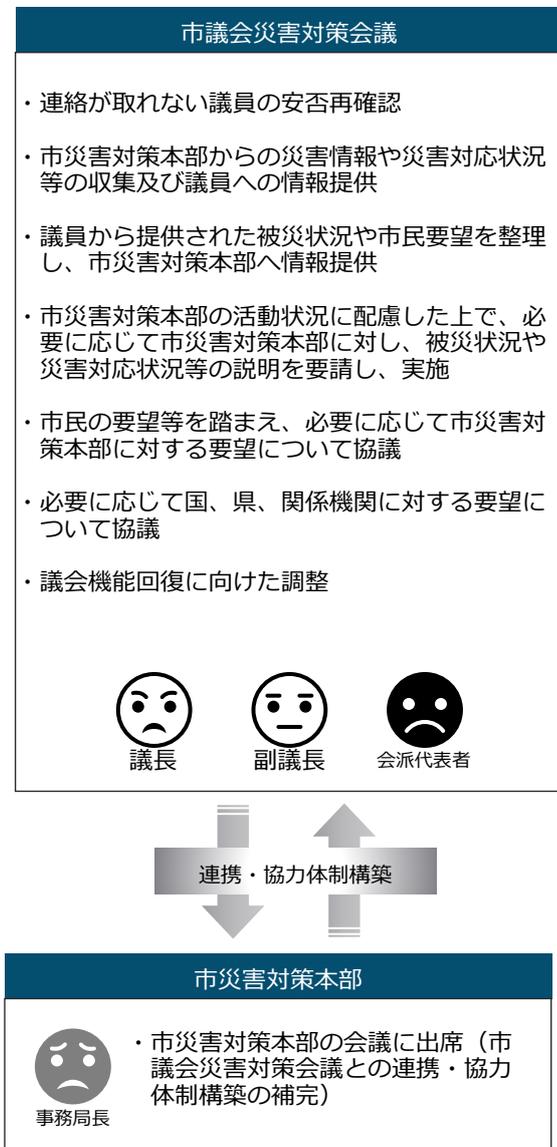
10 災害発生後・災害対応の具体的行動

発災2日～1, 2週間



倉敷市地域防災計画(地震、津波災害対策)において、混乱期(発災～3日以内)「消火、救出救援、避難収容等に総力を注ぐ活動を実施」、収拾期(4日～1, 2週間)「救済活動を実施」、回復期(1, 2週間以降)「応急復旧活動を実施」としており、これを参考に期間を設定しています。

発災1, 2週間以降



市議会災害対策会議の招集がなくても、市災害対策本部からの情報は議員へ提供、議員からの情報を整理し市災害対策本部へ提供する（招集なくとも市議会災害対策会議は動いている）。

11 災害時の連絡

市議会災害対策会議の設置

本 B C P が対象とする災害が発生、又は本 B C P が対象とする災害の発生が予測され、市議会災害対策会議が設置されたときは、議員へ設置された旨の連絡を行う。

安否確認

本 B C P が対象とする災害が発生したときは、議員への安否確認を行う。

安否確認メールでの確認事項
議員と家族の安否状況
議員の居宅の被害状況
議員の所在地
議員の連絡先
議員の参集の可否

災害情報

市議会災害対策会議からの災害情報は、適宜議員への情報提供を行う。

いずれも議会事務局パソコン（発信元：cadm@city.kurashiki.okayama.jp）から議員の公用メールアドレスへメールにて一斉送信する。

安否確認において、返信がない場合は、議員の携帯電話や固定電話に連絡し、確認を行う。

なお、今後タブレット端末を活用し、LINE やフェイスタイムなど SNS の使用も検討していく。

議員からの地域の被災状況や被災者の要望等の情報提供は、

議会事務局議会総務課 cadm@city.kurashiki.okayama.jp へのメールを原則とする。

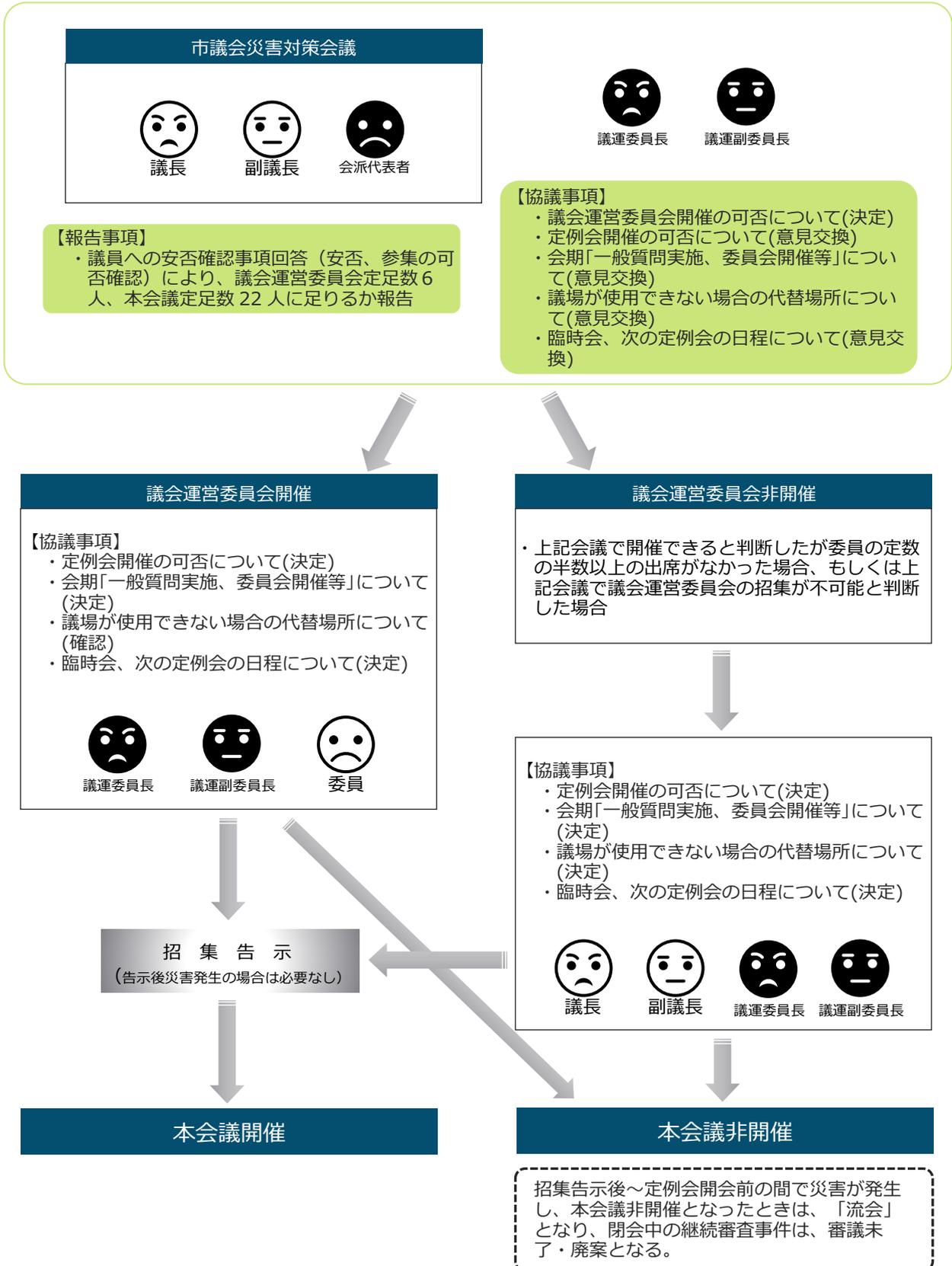
やむを得ない場合（緊急の場合やメールの使用が制限されている場合）は、

議会事務局議会総務課 電話：086-426-3705

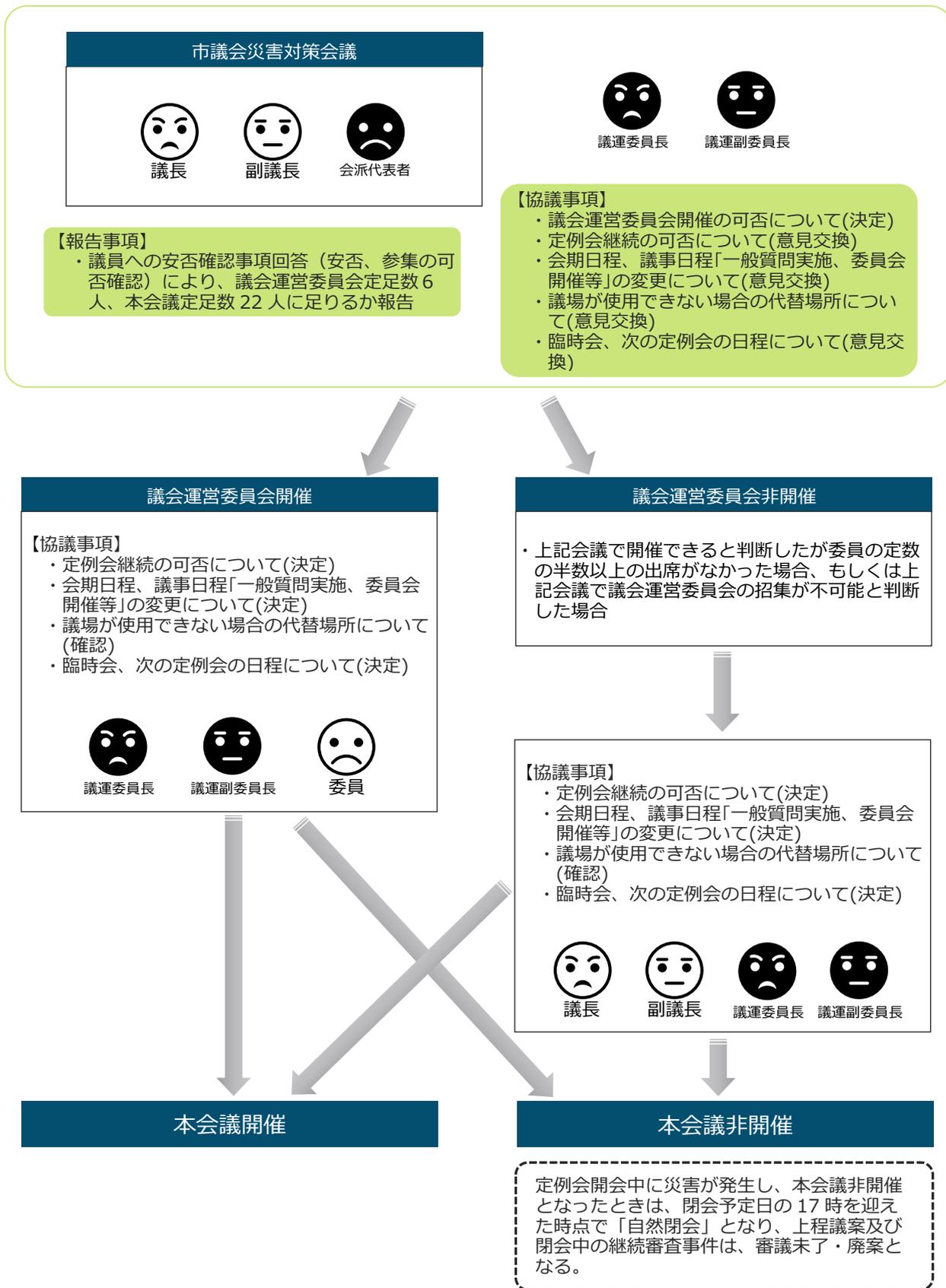
FAX：086-421-6700 へ連絡

12 災害時の議案審議継続に向けた行動

Case1
定例会開会前又は閉会后
に発生した場合



Case2
定例会開会中
に発生した場合



13 その他

(1) 審議を継続するための環境整備

ア 議場等の代替施設

議場、委員会室等がある本庁舎が使用できなくなった場合は、代替施設を確保する必要がある。市が代替庁舎を特定した場合は、その庁舎周辺の下記の公共施設を市議会代替候補施設とし、今後、市や施設管理者と協議を進めていく。

市の代替庁舎	市議会の代替候補施設
消防局合同庁舎	倉敷市芸文館
児島支所	児島市民交流センター
水島支所	ライフパーク倉敷
玉島支所	玉島市民交流センター

イ 通信環境

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替えとなるSNS活用などの新たな情報伝達手段を検討する。

ウ 備品

災害対応にあたる議員及び職員が、最低限72時間(3日間)分の水、食料、簡易トイレ、衛生用品及び毛布等の備蓄品を備える必要がある。

(2) 災害対策基本条例との関係

災害に対し、これまで以上に意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめるため、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら、災害対策に取り組んでいく必要があることから議員発議で災害対策基本条例を制定したところである。

一方、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会、議員等の役割を明確にしたところであり、今後、災害対策基本条例に議会の責務の条を追加するなど、条例改正について検討していく必要がある。

(3) 防災訓練

本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員と議会事務局職員の参加する訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図るとともに、市の総合防災訓練に参加し、市災害対策本部と市議会災害対策会議の連携・連絡体制を確認する。

(4) 議会BCPの見直し

ア 議会BCPの見直しの必要性

災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化や防災訓練の実施等により新たな課題が明確となり、手順や内容に変更が生じた場合などにおいては、本BCPに適切に反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に見直しを行うものとする。

イ 議会BCPの見直しの体制

本BCPの見直しは、市議会災害対策会議において行うものとする。